

Q957. 半日分の年休を取得した後に、所定終業時刻後に業務を行った場合、残業代はどうなりますか？

割増賃金はあくまでも実際に労働した時間について発生するものであり、年次有給休暇の対象時間をもって労働したとはいえませんので、労働者の1日の実労働時間が法定労働時間である8時間を超えない限り、割増賃金の支払義務は生じません。年次有給休暇を取りながら稼働した8時間を超えない労働時間については、法内残業として扱うこととなります。ただし、労働が深夜に及んだ場合には、深夜割増賃金を支払う必要があります。

なお、年休を半日分取得できるかという点については、労基法39条1項は、年次有給休暇の単位を「日」としていますが、労働者から請求がある場合には、半日単位で付与することができます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成